

あきた白神農業協同組合特定施設サービス付高齢者向け住宅 白神憩の郷預り金等管理規程

(目的)

第1条 この規程は、あきた白神農業協同組合特定施設サービス付き高齢者向け住宅白神憩の郷に入居している入居者個人の現金、預金通帳等（以下「預り金等」という。）の取扱いについて定め、入居者の権利擁護のために適正な管理を行うことを目的とする。

(委任)

第2条 預り金等は、原則として入居者若しくは身元引受人、保護者（以下「入居者等」という。）から申し出があった場合に作成された預り金等管理依頼書（別紙様式1）により、預り証（別紙様式2）を入居者等に交付することにより施設が管理する。

なお、本人管理であった場合でも、身体上、精神上またはその他の理由により預り金等の管理が困難となった場合には、入居者等の意思を確認し適正な管理に努めるものとする。

(管理責任者)

第3条 入居者等からの預り金等の管理責任者は、施設長とする。

(預り金出納責任者)

第4条 入居者等からの預り金等の預り金出納責任者は、施設長が命ずる。

(個人別台帳及び預金通帳の作成)

第5条 預り金出納責任者は、入居者等から預り金等の保管依頼があったときは、個人別預り金等台帳（以下、「台帳」という。）（別紙様式3）を作成するものとする。

(預り金出納管理事務)

第6条 管理責任者は、預り金等の印鑑を保管し、毎月1回台帳の点検、確認等を行うものとする。

(預り金出納事務)

第7条 預り金出納責任者は、預り金等の出納、個人別預り金等台帳の記帳整理、預貯金通帳の保管その他預り金等の管理に関する事務を処理するものとする。

(預貯金等の支出)

第8条 預貯金等の支出は、原則月2回とする。ただし、緊急を要するものについては、

臨時に管理責任者の判断により支出することができるものとする。

(入居者等への報告)

第9条 預り金出納責任者は、管理責任者の決裁を経て1か月毎に入居者等へ預貯金通帳等の写し及び個人別預り金等台帳の写しを添付し、預り金等の収支状況を報告しなければならない。なお、入居者で金銭の管理能力がなく保護者がいない方については、預り金出納責任者は施設長へ提出するものとする。

(預り金出納事務)

第10条 預り金等の出納事務の取り扱いについては、別に定める。

(預り金等の管理解除)

第11条 預り金等の管理責任者は、入居者等の預り金等について次の各号のいずれかに該当するにいたった場合は、管理を解除し、原則として2週間以内に預り金等を返還しなければならない。

- (1) 入居者等から預り金等を自ら保管する旨の申し出があった場合
- (2) 入居者等が第2条なお書きの要件に該当しないと認められた場合
- (3) 入居者が退去した場合
- (4) 入居者が死亡した場合

2 預り金等の管理責任者は、予め前項第1号、第2号、第3号に基づく入居者以外の者に返還する場合の預り金等の受取人を確認しておくものとする。

3 第1項第4号の場合における預り金等の受取人は、遺言執行者、予め入居者等が指定する者の順とし、これらの者が居ない場合は、必要書類(戸籍謄本、他の相続人からの受け取りに関する委任状)が提出された相続人に限るものとする。

(預り金等の返還)

第12条 預り金等の管理責任者は、前条第1項第1号、第2号、第3号に基づき管理解除された預り金等を入居者等に返還するときは、預り金出納責任者及び入居者又は第11条第2項に規定する者並びに必要と思われる者の立会いの上、預貯金通帳、個人別預り金等台帳、証拠書類等による確認を受けた上で、「預り金管理解除願兼受領証」(別紙様式4)を徴するものとする。

2 預り金等の管理責任者は、前条第1項第4号に基づき管理解除された預り金等を預り金等の受取人に返還するときは、預り金出納責任者及び第11条第3項に規定する者並びに必要と思われる者の立会いの上、第1項に規定する確認を受けた上で、「預り金等受領証」(別紙様式5)を徴するものとする。

(遺留金品の取り扱い)

第13条 身寄りのいない入居者に第11条第1項第4号の事由が生じた場合で、遺留金品(預り金等)がある時は、管理責任者は、施設所在地の市町と協議の上、市町へ引渡しを行うものとする。なお、施設所在地の市町との協議の結果、預り金等の受取人の存在が確認された場合は、管理責任者は前条第2項の規定により確認された預り金等の受取人に返還を行うものとする。

(帳簿等の保存)

第14条 預り金等に係る関係帳簿類は、管理解除後10年間保存するものとする。
(民法第167条第1項の規定により、金銭の返還請求権が10年であるため。)

(虐待防止法遵守)

第15条 職員は、入居者の家族等が入居者の財産を不当に処分し、あるいは入居者から不当に財産上の利益を得ていると思われるときは、関係法令等に従い、速やかに施設所在地の市町に通報しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、あきた白神農業協同組合特定施設サービス付き高齢者向け住宅白神憩の郷入居者預り金等の取り扱いについて必要な事項は、代表理事組合長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

預り金等管理依頼書

平成 年 月 日

あきた白神農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 謙悦 様

(依頼者) 住 所
氏 名 印
入居者との関係

下記の金品の保管及び出納について、ご依頼申し上げます。

記

金 品	金 額 (残高)	備 考
現金		
郵便貯金		
普通預金		
その他		

処理蘭

返還を行う場合の受取人

- 本人 成年後見人等法廷代理人 遺言執行者
相続人 (関係 氏名)
入居者が予め指定する者 (関係 氏名)
その他 (関係 氏名)

(注) 備考欄には、通帳(証書)番号、年金等振込者、主な支払先、印影など参考事項を記入すること。

(別紙様式2)

預り証

平成 年 月 日

(依頼者)

氏名

様

あきた白神農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 謙悦

入居者 _____ が所持する金品について、下記のとおりお預かり致しました。

記

金品	金額(残高)	備考
現金		
郵便貯金		
普通預金		
その他		

(別紙様式3)

個人別預り金等台帳

入居者氏名

金 品 の 種 別	現金	その他 ()
	郵便貯金	
	普通貯金	
	(該当するものに、○をつける)	
備 考	(通帳(証書)番号、振込者、主な支払先など参考事項)	

年月日	適用	入金	出金	差引残高	確認印	
					担当者印	立会人

(注) 金品の種別ごとに別葉とすること。

(別紙様式4)

預り金等管理解除願兼受領証

平成 年 月 日

あきた白神農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 謙悦 様

(依頼者) 住 所
氏 名 印
入居者との関係

入居者_____が所持する下記の金品の出納及び保管について、お願いしていたところ
ありますが、()により、以後、当方において、出納保管等を行うこととした
ので、依頼の解除を申し出ます。

記

金 品	金 額 (残高)	備 考
現金		
郵便貯金		
普通預金		
その他		

規程第11条第1項の規定に基づき、預り金等の管理の解除を承認します。

(解除理由 同条第1号・2号・3号)

平成 年 月 日

あきた白神農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 謙悦 印

上記の預り金等の返還を確かにうけたことを確認しました。

受取人(入居者との関係()) _____ 印

※ 本書は2通作成し、申出者と承認者がそれぞれ所持するものとする。

	事務長	施設長	課長
処理欄			

(別紙様式5)

預り金等受領証

平成 年 月 日

あきた白神農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 謙悦 様

(依頼者) 住 所
氏 名 印
入居者との関係

前入居者 _____ に係る預り金(遺留金)等について、返還をご依頼致します。

記

金 品	金 額 (残高)	備 考
現金		
郵便貯金		
普通預金		
その他		

規程第11条第1項の規定に基づき、預り金等の管理の解除を承認します。

(解除理由 同条第1号・2号・3号)

平成 年 月 日

あきた白神農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 謙悦 印

上記の預り金等の返還を確かにうけたことを確認しました。

受取人(入居者との関係()) _____ 印

※ 本書は2通作成し、申出者と承認者がそれぞれ所持するものとする。

処理欄	事務長	施設長	課長

預り金等出納事務取扱要領

入居者等からの預り金等の出納事務は、次の手続きにより行うものとする。

1. 入居者担当職員は、入居者ごとに金額を確定し預り金出納責任者に提出しなければならない。
2. 預り金出納責任者は、金額確定に基づき入居者ごとに入金伝票を作成し、預貯金通帳を添えて管理者に提出するものとする。
3. 管理者は、入金伝票を審査のうえ預貯金通帳印を押し、預り金出納責任者に戻すものとする。
4. 預り金出納責任者は、金融機関から現金を引き出し、金額を確認のうえ現金を入居者担当職員に引き渡し、入居者担当職員は、入居者担当職員以外の職員の立会いのもとに、受領印または立会人の確認印を徴するものとする。
5. 出納の証拠書類については、次のとおり整理するものとする。
 - (1) 入金については、振込通知書その他入金したことを明らかにする書類の写しを添付するものとする。
 - (2) 入金については、領収書を添付するものとする。
6. 入居者等から現金、預貯金以外の物品等を預かった場合は、1～5に準じ取り扱うものとする。
7. この要領は、平成29年4月1日から適用する。 _